

○西いぶり広域連合げんき館ペトトル条例

平成 15 年 9 月 5 日
条 例 第 4 号

(設置)

第 1 条 住民の健康の増進及び福祉の向上を図るため、西いぶり広域連合都市公園条例（平成 12 年条例第 33 号）第 5 条の 2 に規定する有料公園施設として、広域連合が設置するごみ処理施設からの余熱を利用した健康増進のための運動施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
西いぶり広域連合げんき館ペトトル	室蘭市石川町 20 番地 3

(指定管理者の指定等)

第 3 条 施設の管理に関し次に掲げる業務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 施設の利用（許可を含む。）に関する業務
- (2) 施設の運営及び維持管理に関する業務
- (3) 施設の安全対策に関する業務
- (4) その他施設の管理に関する業務で広域連合長が必要と認めた業務

2 前項の指定管理者の指定は、原則として公募により行うものとする。この場合において公募の方法は広域連合長が別に定める。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、施設の管理に関する事業計画その他広域連合長が別に定める書類を提出しなければならない。

4 広域連合長は、指定管理者を指定する場合は、前項の規定により提出された書類その他必要な事項を審査し、次に掲げる要件を満たす者で、その経営状況、実績等を勘案して施設の管理を行うに当たり最も適当であると認めたものを指定するものとする。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用が最大限に発揮されること。
- (3) 管理経費の削減が図られること。
- (4) 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(開館時間等)

第4条 施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理運営上、利用させることが不相当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものをいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、別に定める減免の基準に該当するときその他特に必要があると認めるときは、前項の利用料金を減免することができる。
- 4 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ広域連合長の承認を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全額又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰することのできない理由により利用不能となったとき。
- (2) その他広域連合長が特別の理由があると認めるとき。

(特別設備の承認等)

第9条 利用者が、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認の申請があった場合は、承認の前に広域連合長に協議しなければならない。ただし、その申請に係る設備の設置又は変更が軽微な場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用

条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他施設の管理運営上必要と認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、利用期間中、建物、附属設備、備品等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

第13条 利用者は、利用が終わったとき、利用を停止されたとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、広域連合がこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者が、建物、附属設備、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は広域連合長が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者との協議等)

第15条 指定管理者が行う施設の管理に要する費用については、予算の範囲内において支払うものとする。

2 前項の費用の額、施設の管理により取得した個人に関する情報の保護に関して指定管理者が講ずべき措置その他施設の管理に関し必要な事項は、広域連合と指定管理者の協議により定めるものとする。

(共同指定)

第16条 広域連合長は、施設の管理に関し業務の効率化が図られると認められるときは、第3条の規定による指定管理者の指定と他の公の施設の指定管理者の指定を併せて行うことができる。

(広域連合による管理)

第17条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、広域連合が施設の管理を行うものとする。

2 前項の場合において、第7条の規定にかかわらず、利用者は別表に定める額を使用料として納付しなければならない。この場合において、第8条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

3 広域連合長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

4 第1項の場合において、第4条から第6条まで、第9条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に規定する指定管理者の指定の手續及び第5条に規定する許可に関し必要な手續は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(利用料金に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間は、第7条の規定にかかわらず、利用者は別表に定める額を使用料として納付しなければならない。この場合において、第8条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

4 広域連合長が特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西いぶり広域連合げんき館ペトトル条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者に係る利用料金について適用し、同日前に使用の許可を受けた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に発行されている回数券は、改正後の西いぶり広域連合げんき館ペトル条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例により使用することができる。

別表（第7条、第17条関係）

1 温水プール

区分	1人1回につき	回数券6枚つづり	専用利用 1コース1時間につき
大人	380円	1,900円	1,050円
高校生	260円	1,300円	
小中学生	130円	650円	

2 体育館

区分	1人1回につき	回数券6枚つづり	専用利用（トレーニング室を除く。） 1コート1時間につき
大人	140円	700円	530円
高校生	80円	400円	
小中学生	40円	200円	

3 温水プール・体育館共通

区分	1人1回につき
大人	450円
高校生	290円
小中学生	150円

4 多目的室（和室）

区分	1人1回につき	専用利用 1時間につき
大人	110円	320円
高校生	60円	

5 スポーツ研修室又は健康情報室

区分	専用利用 1時間につき
スポーツ研修室	530円
健康情報室	

備考

- 1 1回とは、入場から退場までをいう。ただし、入場から90分を経過した後において、他の者の利用の妨げとなると施設の管理者が認めた場合には、利用を制限することができる。
- 2 温水プール・体育館共通の区分は、温水プール及び体育館（トレーニング室を含む。）を利用する場合の区分とする。
- 3 施設を専用利用する者が商品の宣伝、展示等商業活動の目的をもって使用する場合の額は、この表の2倍の額とする。